

住居確保給付金の給付を受けられる方へのお願い

住居確保給付金受給中については、次のとおりくらしサポートセンター守口に活動及び申告などをいただく必要があります。

○「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを、不動産媒介業者等に必ず提出してください。

○報告・申告いただくこと(活動及び申告がいただけない場合は、給付を中止する場合があります)

住居確保給付金のしおり、同封の『住居確保給付金 受給中書類チェックリスト』を必ず確認し、期日までに必要書類を提出ください。また、原則月1回の来談し、月3回は、電話、FAX、メールによる状況の報告・相談も受け付けます。

求職活動の報告が必要な方

①月に1度、「求職活動状況報告書(参考様式9)」、職業相談確認票(参考様式6)、常用就職活動状況確認票(参考様式7)、給与、事業収入の分かる書類を翌月10日までに報告してください。

事業再生に向けた活動報告が必要な方

②月に1度、「求職活動状況報告書(参考様式9)」、自立に向けた活動計画職業相談確認票(参考様式10)、自立に向けた活動状況報告書(参考様式11)を翌月10日までに報告してください。

再就職及び給与収入・事業収入等の報告

③離職または自営業の廃業により給付を受けられた方が常用就職した場合は、「常用就職届(様式6)」及び雇用契約書等を提出してください。また、就労収入額が確認できる書類についても、「常用就職届(様式6)」を提出した月以降も毎月提出していただきます。

④自営業・フリーランス等、やむを得ない休業等により給付金の給付を受けられている方は、従来の事業収益の回復等による収入を得ることとなった場合は、収入状況の報告を行ってください。(同封の申告書を使用し、帳簿・通帳等の確認資料のコピーも合わせて提出してください。)

(③・④により、以下の収入基準額を超える収入が得られた場合、その収入が得られた月の翌月以降の家賃相当分から支給を中止します。)

【収入基準額】(4人以上の世帯は住居確保給付金ごあんないをご参照ください)

単身世帯⇒84,000円(基準額)に家賃額(住居確保給付金基準額が上限39,000円)を加えた額
2人世帯⇒130,000円(基準額)に家賃額(住居確保給付金基準額が上限47,000円)を加えた額
3人世帯⇒172,000円(基準額)に家賃額(住居確保給付金基準額が上限51,000円)を加えた額

○ご注意いただくこと

①申請時に収入があり、住居確保給付金の支給額が一部支給となっている方が、住居確保給付金受給中にその収入が基準額以下に減少した場合は、支給額を変更しますので申し出てください。

②疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となった場合、医師の診断書等により求職活動が困難である旨、申し出てください。

③受給期間中求職活動等を、誠実に行っている場合は3か月ごとに最長9か月まで延長することがあります。延長申請時には改めて、支給要件審査を受けていただく必要があります。

※延長申請を行う場合は、延長申請月の収入、金融資産が確認できる書類の再提出が必要です。

④その他、生活状況等に変更がありましたら、必ず報告をお願いします。

※住居確保給付金を受給中または受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、すでに受給した住居確保給付金の全額又は一部について受給者に返還を求めるとともに、以降の住居確保給付金も中止します。

くらしサポートセンター守口

TEL:06-6998-4510 FAX:06-6998-4512 メール:jukaku@yarukimitekure.com

住所:570-8666 守口市京阪本通2-5-5 守口市役所6階